

高圧ガス分野の新たな認定制度における 安全性の確保について

2021年11月29日

経済産業省
産業保安グループ^o

1. 制度改革における安全確保・向上のための考え方

- 今回の制度改革は、テクノロジーを活用し、安全確保を前提に保安レベルを持続的に向上させるためのもの。規制緩和ではなく、事業者の保安レベルに応じた手続・検査手法の適正化（見直し）。
- 制度改革の対象は、相当程度の保安レベルを有している「認定事業者」のみ。手続におけるペーパーワークを可能な限り削減し、そのリソースを実質的な保安活動に振り向けるもの。

安全確保のための基本的な考え方

- ① 今回の制度改革は、
 - a) テクノロジーを活用し、保安レベルを持続的に向上させるもの
 - b) 保安人材が枯渇する中、テクノロジーの活用を急ぎ、我が国の産業保安の基盤を守るもの
- ② 制度改革の対象は、相当程度の保安レベルを有している「認定事業者」のみ。認定事業者以外には、現行の規制を維持
- ③ 規制見直し措置は、事業者の保安レベルに応じて手続・検査手法を適正化するもの
- ④ 国及び地方自治体が責任をもって安全確保

ポイント

1. 認定の水準は、現行認定より下げない
2. 2段階審査（スクリーニング審査/審査会審査）により事業者の能力を厳格に判断
⇒要件充足の判断に、より厳密な判断を要するものは、外部有識者からなる審査会で審査
3. 技術基準適合義務、保安人員の選解任などの義務規定は現行どおり維持。（但し、これらの届出等の手続は記録保存等に見直し）技術基準は現行の内容・水準どおり原則維持
4. 適時・適切な立入検査や法令違反時等の認定取消などを通じた行政の厳格な監督

安全確保を前提に、過度な審査や二重審査を排除

⇒手続における過度なペーパーワークを見直し、そのリソースを実質的な保安活動に振り向ける

2. 新たな認定制度における安全確保・向上のための具体策

- **新たな認定制度**は、認定対象を相当程度の**保安レベルを有する事業者**に限定し、**認定水準は現行水準を維持**。**法令違反等が発生した場合**には認定取消を含め引き続き**厳格な監督**を行う。

	新たな認定制度	安全確保・向上のための措置
1. 認定対象	(1) テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者（認定事業者）のみ	● 相当程度の保安レベルを有する事業者に限定
2. 認定審査	(1) 認定基準（4つの要件） ①経営トップのコミットメント ②高度なリスク管理体制（現行のスーパー認定事業者、通常認定事業者相当のリスク管理を維持） ③テクノロジーの活用 ④サイバーセキュリティ対策	● 経営トップのコミットメントについては、 現行の認定要件に、コンプライアンス体制の整備（注）、コーポレート・ガバナンスの確保 を追加 <small>（注）高圧ガス保安法についての法適合性確認能力（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有することを含む。</small> ● 高度なリスク管理体制を維持し、 認定水準は現行より下げない
	(2) 国による認定審査 ⇒ 2段階審査（スクリーニング審査/審査会審査）により事業者の能力を厳格に判断。	● 要件充足の判断に、 より厳密な判断を要するものは、外部有識者からなる審査会で審査
3. 規制上の措置	(1) 関係者（事業者・自治体・KHK・小委委員）の意見を踏まえ、 基本制度小委において規制見直し項目を慎重に精査 【例】設備変更許可の取扱い 事業者：完成検査の仕組み（許可、検査の届出）→簡素化 自治体：重大事故や法令違反時に迅速に対応するため、事業者情報の把握が必要	● 例えば、 自治体意見を踏まえ、設備変更許可手続 については、ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合などの重要な変更は許可制を維持する等、 事務局案を修正 ● その他以下3点等について、事務局案を修正 ①法定講習の受講義務の原則維持 ②検査に係る基準の見直しに、技術的検証の必要性を明示 ③認定の更新期間（事務局原案：10年）の見直し
4. 行政による厳格な監督	適時・適切な立入検査 ⇒立入検査により実施状況を適時・適切に確認	● 国が法令遵守状況・認定基準への適合性を立入検査により厳格に確認するとともに、法令違反等には認定取消を含め厳格に対応

(参考) 高圧ガス保安法における新たな制度的措置に係る認定の基準

- 新たな制度的措置の認定の基準は、スマート保安の促進の観点からテクノロジーの活用やサイバー対策を含む 4つの要件で構成し、リスク管理レベル等に応じ、2つの措置（A認定・B認定）に差異化。

(※) 下記の表における赤字の下線部及び赤字は、新たな制度的措置の認定基準において、現行の認定基準から拡充するものを示す。

	A 認定	B 認定
①経営トップのコミットメント	<p>現行スーパー認定事業者制度の要件に加え、<u>コンプライアンス体制の整備（注1）、コーポレート・ガバナンスの確保</u></p>	
②高度なリスク管理体制	<p>現行スーパー認定事業者相当</p>	<p>現行通常認定事業者相当</p>
③テクノロジーの活用	<p><u>現行スーパー認定事業者制度における仕組み（注2）を基本とする</u> ※認定基準において、採用することが必要となるテクノロジー（水準）を一定の幅で示し、事業者は、その中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用。</p>	
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	<p><u>各業界におけるサイバーセキュリティガイドライン（注3）に沿った内容とする</u></p>	

(注1) 高圧ガス保安法についての法適合性確認能力（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有していることを含む。

(注2) 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20201218保局第1号）における認定の基準「二 先進的な技術を適切に活用していること」の項目を参照。

(注3) 「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等作成指針」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）を参考に業界団体が定める「石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（石油化学工業協会）」、「石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（石油連盟）」。

○近時の法令違反事例等を踏まえ、最終取りまとめにおいても、以下の文言を追加する。

近時において長期にわたり多数の法令違反を犯していた事例が生じたこと等も踏まえ、新たな認定制度における認定の審査においては、事業者の法適合性確認能力の確認をはじめコンプライアンス体制の整備状況をしっかり確認するとともに、国及び地方自治体においては、こうした違反事例が再発することのないよう、立入検査等を通じ厳格な監督を行う。

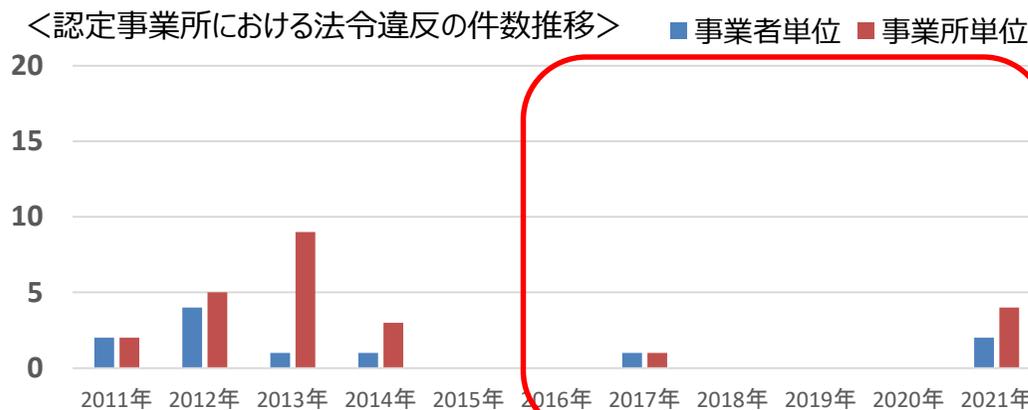
こうした取組に当たっては、法令違反等の事案に関して地域住民の方々や消費者の方々が抱く不安といった観点を重く受け止め、そもそも事前調査制度が的確に機能していたのか、また、国や地方自治体が適切な監督を行っていたのかといった原点に立ち返ってしっかりと検証することが前提として必要である。

高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反について

- 現時点で、83認定事業所が存在するところ、**直近10年では、累積24件の高圧ガス保安法の違反**があった。なお、**法令違反は18事業所であり、うち5事業所は複数回の法令違反**を犯している。
- 現行の認定制度は、「事業所」単位で認定を行っており、現時点では、37社が83認定事業所を有しているところ、直近10年では、「事業者」単位で**6社が法令違反**を犯している。^{*}

^{*}：社の統合等を経た現時点での事業者数

<認定事業所における法令違反の件数推移>

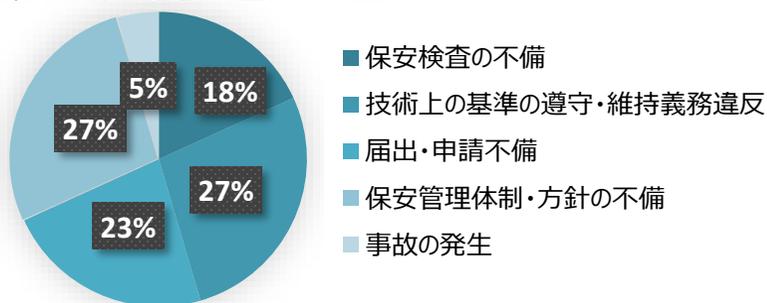


**直近5年において、
法令違反は5件（2社5事業所）と減少（※）**

（法令違反が減少した背景）

- ・認定期間中における立入検査の実施
 - ・認定要件としてリスクアセスメントや人材育成を追加
- これらは、新たな認定制度においても「維持」する。**

<認定事業所における法令違反の類型>



- さらに、① **認定要件として、コンプライアンスを強化**
（高圧ガス保安法の法適合性確認能力を確認）
- ② **法令違反時には厳正に認定取消を実施**

「安全性」を確保

（※）直近の認定事業所における法令違反案件への対応について

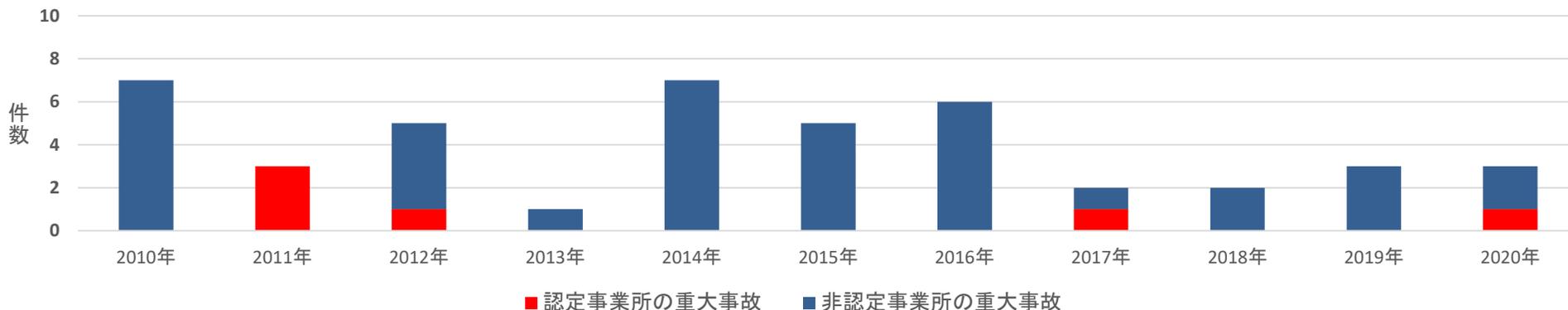
- ① 経済産業省による対応：2021年9月17日、太陽石油四国事業所及び山口事業所に対して高圧ガス保安法第61条に基づく報告徴収を実施。
- ② 愛媛県による対応：立入検査等により、太陽石油株式会社四国事業所において、2011年4月から2021年3月までの10年間に、高圧ガス設備に関する未許可の変更工事や県へのガス漏えい事故の未報告など計67件の高圧ガス保安法違反事案が確認。2021年9月22日、四国事業所に対して危害予防規程の変更・遵守命令などの行政処分を実施。

高圧ガス保安法における重大事故について

- 高圧ガス保安法における重大事故（B1級※以上）は、**過去10年間で44件発生**しており、**このうち認定事業所における事故は6件**であり、このうち2件は東日本大震災に起因する。

※高圧ガス保安法事故措置マニュアルの定義による。B1級事故とは①死者1名以上4名以下の事故、②重傷者2名以上9名以下の事故、③負傷者6名以上29名以下の事故、④爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故を意味する。

＜高圧ガス保安法における重大事故の件数推移＞



＜過去10年における認定事業所の重大事故＞

2011/3/11	コスモ石油(株) 千葉製油所 A級：地震によりタンクが落下、配管が破損しLPガス漏えい爆発 死者数0名	東日本大震災を 起因とする事故
2011/3/11	丸善石油化学(株) 千葉工場 A級：他事業所の爆風、火災により火災発生 死者数0名	
2011/11/13	東ソー(株) 南陽事業所 A級：塩化ビニルモノマー製造施設の爆発 死者1名	
2012/4/22	三井化学(株) 岩国大竹工場 A級：レゾルシン製造装置の爆発、火災 死者1名	
2017/1/22	JXTGエネルギー(株) 和歌山製油所 B1級：潤滑油製造装置群から可燃性ガスの漏えい、火災、死者数0	
2020/5/14	JSR(株) 四日市工場 B1級：タンクヤード施設 酸欠死亡事故 死者1名	作業員の誤認を起因 とする労災死亡（窒息）事故